

第3回草津市福祉有償運送運営協議会会議録

平成20年6月3日

草津市産業建設部都市計画課

草津市有償運送運営協議会会議録

日 時 平成20年6月3日(火)
午後1時30分～午後3時30分
場 所 草津市役所4階 行政委員会室

草津市有償運送運営協議会

○出席委員(16名)

1号委員	平井文雄	田内宏一	林隆一郎
	入江満		
2号委員	古川喜正	木村孝一郎	服部堯
	加茂学		
3号委員	石本吉孝	垣見節子	
4号委員	井尻憲司(代理)	藤原幸嗣	
5号委員	村西均		
7号委員	村井龍治	前野奨	
	岸本博光(代理)	竹村博	
	中村良治(代理)	村田徳蔵	

○欠席委員(1名)

6号委員 柳田貞男

○事務局および説明員

産業建設部主監	内田 收
産業建設部都市計画課参事	西岡 善和
産業建設部都市計画課主査	川元 康弘

(午後 1 時 3 0 分開会)

○内田産業建設部主監 これより第 3 回草津市福祉有償運送運営協議会を開催させていただきます。

次第に従いまして進行させていただきますが、その前にお手元の資料の確認をさせていただきます。

会議次第と、一枚ものの次第、表の資料 1、草津市福祉有償運送ガイドライン、それと意見シートということになってございます。ご確認をさせていただきますと思います。揃っておりますでしょうか。

本日の会議は、草津市福祉有償運送運営協議会設置要綱第 6 条第 7 項の規定に基づき、公開ということで進めさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

本日の委員の出席でございますが、17 名中 14 名ご出席をしていただいておりますので、設置要綱第 6 条 3 項に定める過半数以上の出席を得てますことから、本協議会は成立いたしておりますので、ご報告申し上げます。

それでは、議事に入ります前に、村井会長より一言ごあいさつをお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○村井会長 皆さんこんにちは、きょうは足元の悪い中、おいでいただきありがとうございます。いよいよ梅雨に入りまして、足元が悪くなっております。また 6 月に入りまして、世間は余りいい話ばかり聞かない。我々の生活も本当にこれからどうなっていくかが心配になることが多々ございます。

また、きょうの有償運送という問題でいきますと、道路交通法が改正されて、タクシー業界の方は、客席の方のシートベルトの問題という、随分悩まれていることだと思いますけれども、またもみじマークもつけるとかですね、いろんな問題の中で、乗る側もしっかりと意識してもっていかないかんというふうに思いますので、いろいろとこれからまたそういう禁煙の問題であったりとか、いろんなことがこうどんどん交通関係も出てまいりますので、きょうは有償運送ということで、皆様方に前回出しました案につきまして、その後の経過も踏まえまして、ご報告いただきながら審議を進めさせていただきますと思いますので、よろしく申し上げます。

○内田産業建設部主監 どうもありがとうございました。

引き続きまして、事務局から報告をさせていただきます。

道路運送法第 79 条の登録申請団体の事前審査ということで、今回の議事内容として、通知を申し上げたところでございますが、応募期間 5 月 1 日から 5 月 23 日まで

の間に、事前審査の申請に至った事業所はございませんでした。

しかしながら、申請期間中には、事務局へ相談案件も複数寄せられておりますので、後の議事として、資料として提示させていただきますので、福祉有償運送の今後の課題、また草津市の公共交通システムにおける福祉輸送サービスの供給の課題について、ご提言をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これより会長に議事の進行をお願いいたしたいと思います。

村井会長、よろしくお願い致します。

○村井会長 それでは早速議事の方に入らせていただきたいと思います。

また、今のご報告にありましたように、前回のその審議の中で、79条の登録申請団体の事前審査というところご報告ありまして、結果的には申請団体はなかったということで、今回、メインとしております申請の審議については、審議しないということになります。ただ申請団体に何かあったときについても、いろんな問題も踏まえまして、議事の2の方でそのあたりについて、またご審議いただきたいと思います。

まず一番目の草津市福祉有償運送ガイドラインの確定ということで、皆さん方にお配りした草津市福祉有償運送のガイドライン20年6月改訂版という形でこの厚いものをもってしますので、これにつきまして、事務局の方から説明します。

○川元都市計画課主査 はい。それではお手元の草津市福祉有償運送ガイドラインの方をごらんいただきながら、前回、議事を踏まえまして、申請素案、前回の議事では素案を題材にさせていただいたんですが、この素案検討の中で修正が決まったところを直させていただいたということで、ご確認いただきまして、順にご説明いたしますので、ご確認いただきまして、問題がなければ、これを確定運用という形でさせていただきますということで、お時間ちょうだいしたいと思います。

それでは7ページをごらんください。

福祉有償運送の登録申請の流れということなんですけれども、前回、3案、素案の中でも3案を提示させていただいたものから、議論の後、幹事会の機動的な活用が可能な案ということで、第3案をご採用いただくということで、示しておるんですけども、当初3案の比較をした絵図面がですね、少し単独で出すとわかりづらいものになっておりましたので、少し整理をさせていただいたということでございまして、内容は変わっておりません。

10ページになるんですが、福祉有償運送実施に関する草津市運営協議会審査基準の中の8番目の収受する対価、いう形で、前回、議論の中で、運送の対価以外の対価につきましては、迎車回送料金の運用をしない、待機料金については認めるというこ

とで、決しておりますので、そもそも迎車回送料金に入れておったんですけど、それを抜かせていただいて、待機料金にさせていただいたということです。

あと31ページです。これも同じ内容になるんですが、様式第12号、旅客から收受する対価一覧という、様式の例示ではございますが、この中から迎車回送料金を消させていただいた待機料金は残させていただいたということで、ご確認をお願いしたいと思います。

それと14ページになるんですが、一番下から2番目、任意保険の欄ですが、任意保険については事業用保険においては、一般の保険のいわゆる搭乗者障害という部分についても対物保険ということで、つくれるということでございましたので、当初、搭乗者障害、幾らというような書き方をしてたんですけども、これを消させていただきました。

あと26ページをお開きください。26ページのページ数が入っておりません。申しわけございません。26ページ、25ページの右隣。ちょっと26と書き加えていただけますか。

様式第8号、福祉有償運送を必要とする理由という理由書という様式でございますが、この中で人工透析については、内部障害ということに置きかえておるということでございました。

それと一番下の米印のところなんですが、単独利用が困難である具体的な状況を書いていただくに当たって、上記の状況を客観的に示す書類等があれば添付すること。この下にケアプランの写し、あるいは一種の意見書というようなことが書いてあったんですか、これを削除という形で確認をさせていただきます。

ということで、前回の議事に基づきました修正箇所はこれだけやったかなと思っ

ているんですけども、お願いいたします。

○村井会長 非常に大きな部分としては7ページ流れが皆様に審議していただいて、決定した7ページの事前審査申請書類の提出から、どこが中心になって審査やっているのか、いうようなんで幹事会の役割訂正を認知されているこの流れにしたがってさせていただくということと、それから、前回問題になった迎車ということの問題で、その運送の対価以外の対価ということで迎車については削除したということが。それに伴った形の中で、様式等にも反映されているというのが、今ご説明あった大きな内容かなというふうに思います。ほかに何か。全体、たくさんありますのであれですけど。

はい、どうぞ。

○加茂委員 9ページの審査対象とあるんですけども、今乗車定員10人という11人じゃなかったかなと思うんですけども。

○村井会長 乗車定員ですか。

○加茂委員 乗車定員ですね。途中で、5行目ですね。範囲の対価によって乗車定員11人未満の自家用自動車を使用してとあるんですけど。確かにタクシーで行くには10人以下。

○村井会長 ああそうですか。

○加茂委員 これは。

○村井会長 これ10人以下ですので。11人未満で。

○加茂委員 11人未満ですね。タクシーは10人以下で。

○藤原代理 11人未満でオーケーです。

○村井会長 10人以下の場合は10人が入りますから、11人未満、11名入りませんから、同じ意味なんです。

○加茂委員 ああそうですか。はいわかりました。

○村井会長 書き方としては11人未満とした方がいいんですね。10人以下と書くよりも。

○加茂委員 そうですね。

○村井会長 はい。よろしいですか。同じ意味。

○加茂委員 はい。ちょっと書いておいてください。

○川元都市計画課主査 すみません。ちょっと事務局の方で気づいたことを申し上げます。

○村井会長 はいどうぞ。

○川元都市計画課主査 14ページの様式の方で、様式第1号の方で、今迎車回送料金の話で進めていたところが、下から1、2、3、4、5、収受する対価のところに、すみません。残っております。二重線で消してください。ホームページ等にまたきっちり直したものを出资させていただきますので、よろしくお願いします。

○村井会長 わかりました。14ページの箱でいうと、1、2、ええとその他の特記から任意保険、運行管理、運転資格というところのもう一つ上のところの収受する対価のところの運賃以外の迎車回送と書いてあるところの、これは削除してください。迎車はなくなってますので。書いてあるわけです。

○川元都市計画課主査 申しわけございません。

○村井会長 ひよっとしたらまたあるかもわかりませんので。ええと、その場合は、

一度また見ていただいて、迎車というものが入っているものについては、対価の部分には入らないので削除するというので、もしお気づきな点がありましたら、また事務局の方へ言っていただいて。これについてはもう前回で決まっていますので、そういうことで、プリントミスということで、事務局で直していただくということで、御理解いただけたらと思います。

あとはいかがですか。これについては。これだけの量がありますので、これ全部がどんだけ理解、まとまった審議できるかなということなのですが。まあ大きな問題としては位置づけが最初にあるし、福祉有償運送についてということで、わかりやすく中身のことを書いていただいていると思いますので、それを目的にしてという、その実際の審査の流れ、ただまあ、あとはそれに伴ういろんな書類等々についての決め事ですので。あとは9ページから始まります、今御指摘のありましたようなところを、審査基準、このあたりは大きなところかなというふうに思います。そのあたりを見ていただいて、何かお気づきの点がありましたら言っていただきたいと思います。

○村井委員長 どんなことでもすべて疑問なことがありましたら。それぞれ2回やっているから、これもいうたらわからへんかなという話じゃなくて、なかなか理解しにくいところがあると。ご質問ありましたら言っていただけたら。

○加茂委員 24ページの中で旅客名簿の中で、いろいろ証明ですかね。お医者さんの診断書とか、この前話が出たかと思うんですけども。24ページの旅客者の名簿ということで、イ、ロ、ハ、ニとそれぞれあるんですけども、ハ、ニの部分にありますけれども、この中に判断理由ですけど要支援とありますけれども、その中でどんな状態か、そういうようなんで、ヘルパーさんの証明書とか、何かそういうような形で、この前ちょっと話をさせていただいたと思うんですけども、そこら辺、何かまあ、ちょっと進展というか、まあそのままの状態なのか、そこら辺だけちょっとお願いしたいと思うんですけど。

○川元都市計画課主査 まずケアプラン、実は24ページをめくっていただいて、26ページのところが、先ほどちょっとご説明をさせていただいた福祉有償運送を必要とする理由書、そのハ、ニの部分、要支援であったり、知的障害、精神障害、内部障害等の方、いわゆるまあ少しその議論の中でノーチェックではないですけど、バリアがあって、それから、対象旅客として認定されます部分で、幹事会の審査を見ていくということですが、この中でケアプラン、当初はまあケアプランの写しをつけてくださいというようなこと。医師の意見書を書いてくださいということを書かせていただいていた中で、前回の議事の中でケアプランいうものが、その勝手にまあそうお

いそれと出せるものではですよと。その全事業者、そこに書いてある全事業者の同意がないと出せませんよというような意見もございましたということですね。医者意見書という形でも診断書等々、取るに際しても有償でございますので、その部分が消した中で、客観的に示す書類があれば、添付のことという形のみということ、たしかご審議いただいた結果だったとっております。その後の議論というのはしておりません。

○村井会長 ですから、今おっしゃってる部分で言うと、公共交通の単独利用するものであって、できない状況をきちっと書いてもらって、どういうことでその状況でこれを利用しなきゃいけないのかということも書いてもらうのと、それ以外にもしかかわる客観的な、まあご本人さんがお医者さんに診断書を書いてくれという形で取ってもらうのはそれ自身はそれは構いません。

○川元都市計画課主査 それは構いません。

○村井委員長 それは義務づけじゃないですね。それがあって、あとはそれを読んでいただいたりとかして、その審査、いわゆる幹事会の方で判定を早くしていただくという材料はやっぱり書いてもらった方が中心になる。ここが一番大事なところで、難しいところやと思うんですけど。実際に大津でやられて、どうなんかな。

○加茂委員 難しいですね。これ判断基準なかなかこのどこという具合に、医学系でない分知識ないですから、その書類だけ見て、これがどうだってなかなか判定はしにくいんですけど、その中に話とか、きょうはこれをしないといけない話、一緒なんですけども、中で、話はしてます。最初は決めるんですけど、非常に難しいのは難しいです。

まあ厳密にはまだそれを最初に問いながら、お医者さんの意見とか、なかなかまたヘルパーさんに相談していて、しかしなかなか難しい部分もありますのでね、またもう一つ、個人情報的なものが非常にありますので、非常に難しい部分があって、実質的には、その今お話にありましたように、いろんな。そういった中で、今度具体的に書いていただくというのは、なかなか難しい部分もある。だから極端に言えば、そのまま書いていただく場合、またヘルパーさんなりそれなりに書いていただく形になるかと思いますが、最終的にはそれなりの形の、判断しかならざるを得ないとは思いますが。

○服部委員 ということは否定はしにくいですね。

○加茂委員 実際、だから審査されたら、もう認めてるようなもんみたいな結果になるかもわからんけど。最終的に判断が難しい場合は幹事会ではだめで、運営協議

会の方で、こういうような形で、問題になった。ということで訂正させてもらうものもあるんです。実際、その中で、判断できかねる部分がありますので、そのままさせていただきますというふうな実情です。

○垣見委員 判定委員会をつくっていただきうれしいんですけど。例えばあの、私なんかは人からみたらバスには絶対にのれないと思われるんですね。でもエレベーターがあったら、バスでどこでも行ってますし、全く乗れないと言い切れるものではないです。あるいは車いすの人がなくて、他にも内部障害者とかステッキだけで歩くような私から見たら、どこでも、何でも乗れるんって乗れるでしょって言える人でも、やっぱりこう人目が怖いとかちょっとした段差でとか、下がぬれてると怖いとかありますね。本当に人が見るのではなくって、自分が怖い。

公共の乗り物にのらないといけないなら、家にいるわってそういう方もいると思います。こういういろんな会議とか出慣れてたり、いろんな活動をしていると、あ、ここはこうかけばってわかるんですけど。これだけ見ると、うんどっか行っていいやろとか、人目が怖いからなんていいかげんにしな、とかなると、具体的に書けない人もいっぱいいるんじゃないかなと。それとこれを見たときになんかそれがちょっと気になります。たとえば例とか挙げとくといいのかなと思うんです。だからそれを挙げることによって、みんなこんなものつくればいいんやったら、これがそうかみたいな。そればかり書かれると困るかなあとか。もやもやと今浮かんできました。

○村井会長 まあこの、ここというのは本当にある意味では、これ、こっからこまではいいこととかあかんねんという話が全く言えないところで、今おっしゃったように、その見た目であつたりとかいうようなことを決められることじゃないから、できるだけ詳しくお話ちゃんと聞かせていただいて、それが問題を聞き出す会員さんになっていただく有償運送のところというのは、恐らくその会員さんと、その関係ができてないと、なかなかそのやれないと思うんですね。そういうところがきちっと聞き出してもらって、ある程度ここにそのことをどういうふうにか、どういうことであつたということやっていかないと、余りに今言われたように、その例出して、こういう場合はというふうになると、今言われたように、そのだれでもかれでもということもあるし、逆にこういうんでないとあかんのかというふうにとらえたりするので、ここはなかなかこう、こういう具体的なものというなかなか聞きにくい。

○加茂委員 それでね、大津市さんと言っはなんですけども、ここ、10メートルとかいろいろ基準とかそんなんで、それはできるとかでできないとか、いろいろマイナスつけて、書類の中でつけていただいて、判断、一つの判断、そういうよ

うなんはさせていただいて。ちょっと何項目ありましたけど、ちょっと今20項目あったと思うんで、その中で、させていただいている部分がありましたけど。

○川元都市計画課主査　　大津市さんの基準をそもそもたたき台にさせていただいた中で、内部で基準の方を第1回目の議事の中で、基準の作成について、ちょっと内部検討してくれという話がありまして、実際その福祉部局の保健師等、あるいは交通我々等、あと障害の課の者とで寄って基準をつくらうとしてたんです。ところが、ある意味、基準をつくと、このもともと福祉有償運送のその趣旨というのが、もともとそのボランティア輸送が根源にあって、それをある一定の要件の下合法化していくというようなことがありましたので、そのいわゆる制度に乗るか乗らないかというような判定基準というよりは、制度のはざまに陥っておられるような方々を救済できるような手段でもありたいというようなバックボーンもございましたので、今、垣見委員さんもおっしゃったように、その例示をすることによって、それが一つのスタンダードになると、かえって漏れてくる人が出てくるやもしれない。もう非常に判定委員さんには、重責というか、負担になり得るかもしれないんですけども、ここは申告制で具体的に書いていただいた内容について、もし必要であれば、その本人さんに来ていただいた、事業者さんに来ていただいた中で、聞き取り等、判定委員会の中でさせていただいてというようなことで運用させていただきたいというのが、結論だったんですけども、その基準をつくりだすと、それこそ障害種別ごとにできるかできないか。そもそもこれ要支援、知的障害、精神障害等というような格好で、ハ、ニの方は対象になってますが、イ、ロの方ですね。いわゆる法、基準でいうところのノーチェックの方については、身体障害者手帳を持っておられたら、こういう議論もなく、対象になるというような、そもそものアンバランスもございますので、ここで基準を詰めることについては、やめた方がいいのではないかとということで、第2回目の会議の中で素案としてご提示させていただいた、というところでございます。

○村井会長　　はい、どうぞ。

○前野委員　　僕も車いすで低床バスやノンステップバスに乗れるようになるよう活動をしていますが、オンデマンドも使いたいならば、恐らくそういう使い方をすると思うんです。電車なんかも使って。その前に予約しなければいけない。あるいは事前に登録しなければいけない。その面倒さとか、バスの料金に比べたら、その方が半分で済むから。恐らく高くつく。考えると、あえてこっちが登録して使いたいって人はなんらかの理由があるのではないかなと。一定の審査基準が必要かと思うんですけど、一般の公共交通を使えないから、こっちやと思うんです。僕多分面

倒くさがりなので、あえてもしバスとか使えるのであれば、それは使うことないと思います。あと友達がいれば友達に頼む。それオンデマンドで使いたい場合、緊急の場合とかね、タクシーを使いますので、こっち前もって、例えば三日前とか、早いときは1カ月前から予約とってますので、早目に予約しないと使えて今状況ですから。ただ何らかの理由があってやっぱり使いたいといっている人が、例えばその審査基準はいつやと思うんですけど、上手いこと使う人はいりますから。なので、どこまでボーダー引くか思うんですけど、そのボーダーのハザマになったらどうするのか、先ほど事務局の方おっしゃられた部分は気になりますね。

○村井会長 僕は基本的にこれはもう判定委員会でまず審議していただいて、その中でいいんじゃないかどうかということを考えもらって、どうしてもそこでは結論つかなかったら、この場にもってきてもらってみんなで審議して、個々として扱わないと、今、言われているようにその基準で考えていくということは難しいと思うので、ですから、人間が、どっちみち人間がやることですから、基準でやっても、ここでやっても漏れる部分もある部分もあるやろし、そういうものにこううまく乗れる人もいてるということは、ある程度、そのファジイさの中で、そやけど今おっしゃったように、そこまでやって、もうどんだけのメリットがあるかという話になってくると、会員さんからしたら、かなりそんなに大きなメリットないという部分もありますので、ただまあ、きちっとこれやっておけば、そういうことでなかなか使いにくい人がうまく使えていくことになってきているという意味でいけばハ、ニの部分で、このところ書いてもらうだけでも大分大きなハードルになるん違うかなと思いますので、そこら辺でこう考えていただいた方がいいんじゃないかなと思いますけど。どうでしょうかね。加茂さんこの判定委員会に入られて、かなり大変な作業されているので。

○加茂委員 実際認定が難しい部分もあるんですけど。だからといって書いていただく内容で判断するのは、非常にある意味では難しい部分がありますけど。それはもうそれで。そうした方向であれば、そういう流れの中でまた進めたいと思います。どうしてもというのであれば、またそういうようなんでも、またその後でも相談させていただいている部分もよくありますので、まあ申請された方、今回言う形でケースありますから。まあ5年経つとみんなこれになるとまた困るんですけど。

○村井会長 それはそうならないような気はしますけど。今回も申請そのものがなかったという状況で、あれなんですけども

○服部委員 判定委員の方が後日に責任を追求させると辛いですね。Aの人はだめとおっしゃったら、Bの人もオーケーとおっしゃったら、何でAがだめでBがオー

ケーなんやというようことで、判定委員会何見とるやねんて言われたら、それつらい
ですよね。判定委員会の人ね。

○村井会長 ただあの判定委員会をして、最後のそれが追認するのがこの委員会
ですから、最後のその責任を負うのはこの委員会と、判定委員さんになっている人、
大変ですから。ここでは追認やけど、やっぱりちょっとこれ追認しかるよというこ
が出てきてもあれですし、追認したらここが責任ですし、その今、会長ですから、最
悪の責任は僕がとる。そういう図式ではと思う。判定委員会にそこまでゆだねるのは、
それはもう判定委員会の人大変やと思う。あくまでも、これ運営協議会。

○加茂委員 ある意味では、ほかに言い方あるか、個人的に判定委員さんが決め
るからそうなったんやとかね。結果的になってくると非常に困るなというのがあるん
です。たしかにあることはあるんです。

○服部委員 非常にその愛想がいいとかいうことで。そんなん言わんといてなど
かあるんですね。それだけならいいけど。

○加茂委員 まあ逆に言えばそういうようなことがある。協議会に逆に挙げてみ
て。

○村井会長 そうですね。そこはもう最終的にはやっぱり判定委員会で非常に判
定つかないんだから、そこはもうここに挙げていただいた方が判定委員会の人
の責任を負わせることはないと思いますので。それできちっとした審議の中で、これだけの
人間中でもう一度した結果としていただいたらいいと思います。でもどっかで結論は
出さないといけませんので、最終的にはそのためにこの運営協議会が作られてますの
で、運営協議会でやらせていただきたいなというふうに思います。ただ判定委員会
の方で、それほど議論にならなくて、ああこれやったらわかるでしょというふうに全会
一致で決まるようなものは、それはそれでいいと思います。

○村井会長 よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

○加茂委員 そういう形でいいと思います。そうでないと、こちらの方も非常に、
どうかと思うので。

○村井会長 それはそうですね。ほかにどうでしょうか。一番、いつも議論にな
るとか今の判定の問題とか、議論になっているわけでございますので、また実際に申
請されてきて、なった場合に出てきたときには、また一番大きな問題だと。

そうしたらですね。そしたら一応とりあえず、どんと渡されてますので、もう一度
お帰りになってからで結構ですので、ご確認していただいて、また質問とかですね。
ここちょっとおかしいというところがありましたら、事務局の方に言っていただいて、

どうしても審議しなければいけないことであれば、協議会開かせていただきますし、事後承認ということで、もしよければ私の方と事務局の方で、一応一任させていただいて、先ほどのような文言の間違いであったりとか、というようなことについてはそういうようなことにさせていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

そしたら、一応一つ目のその有償ガイドラインについて、また次のと絡んできますので、その中でまた言っていただきながら、ご確認いただけたらなと思います。

2つ目の問題がですね。先ほども報告ありましたように、実は申請団体が事前審査で、申請団体がなくなったということなんですけども、じゃ最初から全然なかったのかというと、いろんな形で、こうご相談はあったんですけども、なかなかその最終的に申請していくということについてはいろんな課題があってできなかったということのようです。その中で、どんな受付の中で問題が出てきたかということ、皆さん方でご審議いただく中で、問題の草津市福祉有償運送のこれをどうこう言われているかということも考えていくということで、資料1ということで見てももらいます。

○川元都市計画課主査 はい、お手元にございます資料1をごらんください。今お話がありましたように、申請には至らなかったけれども、窓口に実際に来庁されて、ご相談を受けさせていただいた。あるいは書類も途中までつくったんだけど、どうしてもその料金の部分でコンセンサスが内部で得られない。あるいは、電話の相談は個人の方が多かったんですけども、いわゆる会社をやめられて、地域に何か活動をしたというふうな方からのご相談ということで、複数お受けしております。福祉有償運送の課題をご議論いただく一つの材料として、まとめさせていただきましたので、ご確認ください。一つ多かったのが、やはり法人格要件、運送の主体につきましては、例えばガイドラインでいうと、9ページをごらんいただければ、運送の主体については、NPO法人、あるいは公益、社団法人、財団法人、農協、生協、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、という限定列挙の法人格が法律上、規則上必要となっております。ところが、この福祉有償運送のイメージというのが、やはりボランティア輸送が根源にあるということで、町内の方、町内会の方がそういう助け合い輸送を実際にやっておられるような実態がありまして、町内でも高齢化が進んできたなど。助け合い輸送が行われつつあって、特に会社を退職された方々などで、意欲のあるグループもあるんだと。制度を利用、今回の制度を利用して、町内会でひとつ事業をしたいんだけど、そこでNPO法人なり、法人格がないということをご理解いただいた中で、そのNPO法人設立はやぶさかではないんだけど、これだけのためにNPO法人立

ち上げると、NPO法人自体も法人の維持自体が負担になって、実際活動、柔軟な活動ができない。あるいは事務負担で倒れていくところもたくさん聞いているよというようにもございまして、法人格要件というのは助け合い輸送、ボランティア輸送に関しては、法定事項で仕方がないんですけども、何とかならへんかという話です。そこで、既に法人格のあるようなところで、いわゆるボラセン、ボランティアセンター的な受け入れ事業がないものかと。初め市でつくってくれへんかという話をされたんですが、それは市町村運営の有償運送になりますので、これに対しては市町村運営は当市の場合にはできないということで、確認させていただいてますので、市ではできませんが、例えば草津市の外郭団体の社会福祉協議会、学区社協というようなお話があったんですが、あるいはファミリーサポートセンターという、草津市では子育ての支援の部分で、非常にボランティアさんの提供会員さんが、お願い会員さんという形で、コーディネート的にやってもらえるファミリーサポートセンターがうまいことっているから、それも老人版、言ってみたら介護輸送版、福祉輸送版をつくってもらえないかというような、突っ込んだご意見ございました。

あと、これに伴いまして、個人で、できひんのかというような話ですね。地域で運転ボランティアしたい。とっつきやすいボランティアだという表現をされてましたけれども、何か地域でやりたいんだということで、個人ではできないのか。個人の登録ができるところはないのかというようなご意見が法人格要件に関してございました。

あと運転ボランティア育成ということで、実は運転者要件に関しては、ガイドラインの10ページにおきまして、②普通第1種免許を受けており、その効力が、2年以内、2年の免停がなくて、国土交通大臣が認定する講習の修了しているものということで、この国土交通大臣認定の講習というのが、今内容と、いわゆる料金ですね。これが大体二日間で1万5,000円前後というようなことでございます。活動に参加するにも負担が大きいので、補助はないですかというようなご質問がありました。ですから今のところございませぬというお答えをさせていただいたんですが、その運転ボランティアさんが実際ふえていくのかという部分での課題が、ここにあらわれているのかなという感想。あと車両配備についてということで、いわゆる福祉車両が必要だと思うんだけど、それに対して購入の補助があるのか、あるいは改造するための補助があるのか。お答えとしては、市ではございませぬが、事業をされるということでしたら、民間の日本財団とか、そういった各種の財団、民間団体の補助というのはございますと。そういうことも紹介はできますというお答えをさせていただいております。

あと、市の社協さんの方でのその運転ボランティアで車を貸してくれるいうことを、

お聞きになったようなんですけれども、今回の制度とは違いますと。その草津市の社協でやっているのは、無償のボランティア輸送をやっておられますが、今回の制度にはない。じゃ今回の制度を使ってやりたいんだけど、車が問題だから、公民館に車を配置して、市の車を貸してくれへんかいうような、そういう現実的なお話もありました。というのはなんですかいなというような話をしたら、家族と共用やから、車が家族と共用やから使いづらい。自分で持ち込むというのは使いづらいというようなご意見をお持ちでした。あと料金介護費用との整合の課題についてなんですけども、いわゆるそのヘルパー事業所さんをやっておられるNPOの方来られまして、既に43条許可、つまり特定旅客運送事業ということで、緑ナンバーの車を使用される。その一台プラス、ぶら下がり78条、78条2項3号の許可を得て、ヘルパーさんの持ち込み、契約に基づく持ち込み車両を走らせてますよと。いわゆる79条、福祉有償運送の登録とは異なる「許可」という方法で、現在白ナンバーでの有償運送を行っておられる事業者さんがおられます。その方が、同列で、並列で福祉有償運送の方も登録をということで、相談されたんですけども、今現状というのが、そのいわゆる障害者自立支援法、あるいは介護保険事業の公的な介護給付のもと、輸送を行っておりまして、その制度外、給付外の事業についてはケアプランに記載して、特定旅客事業ということで実施していると。しかしながら、結局はその介護保険、ケアプランに連動して、介護保険事業と、言葉悪いですけど、抱き合わせでないと、その実際にその白ナンバーでの有償運送ですね。価格、対価の方も、料金の方もかなりお安くされているような部分もあるというようなことも聞いておりますし、この輸送自体は単独事業で実施するということが困難ですと。料金の設定についても、コンセンサスが内外に得られないのではないかというようなことでした。

あと最後に、事業区域の区分についてということで、実際に福祉有償運送をやっておられる事業者さんで、他市の事業者さんに問い合わせをさせていただいたんですが、草津市の会員もうちで受けるというよりは草津市の事業者を育成することが先決ではないかと。その前回の議事でもありましたので迎車回送などがかなりまあ遠くなるとかですね。いわゆる待機の時間が長いとかで、範囲が広がることによって、その既存会員さんのサービスの低下いうのも否めない部分がございますので、やはりその草津市は草津市の事業者さんが育っていただくのが、というようなご意見もございました。そこところが、事務局が申請期間中にお受けしたものがございます。また、これを題材にして、ご議論の方、よろしくお願い申し上げます。

○村井会長 この今相談案件に上がってきたものが、今ちょっと事務局からる

説明いただきましたけども、まず中身の問題として、理解がしにくい部分があったので、ご説明いただいたわけです。大体言われている内容についてはわかりました。

じゃ、どっからでも結構ですので、ご議論いただけたらと思うんですけど。

○前野委員 1番目の法人格要件の問題ですが、もともとボランティア輸送がありまして、その法律的にこう制限もうけられているわけですが、公的な法人の受け皿があれば、これがここの意見なんですけど、受け皿なるようなところがあれば法人格、ボランティアグループがグループで登録して、その地域で活動できると思ひまして。

○村井会長 社協さんのところで、いわゆるここにもちょっと出てますけども、ボランティア輸送をやられているんですね。無償のボランティア輸送ですね。例えばこういう福祉有償運送は？みたいなあたりでこういう御意見が出ているのに対して、何か御意見いただければと思うんですけど。今の関連でも結構です。

○武村代理 はい。もともとですね。出発をいたしましたのは、送迎車両の貸し出し事業ということで、もともと出発をいたしておりました。その当時、障害をお持ちの方で、公共施設とか、買い物とか、病院とか、そういう外出ニーズと経済的な援助活動もございましたし、ということで、社協の方にお話ございました。この中で、地域のボランティアが支援をなさっておりましたが。先ほど来から出ておりますけども、そのボランティアの方、関係者と利用者との関係が、その方との人間関係が成り立っているという条件にに基づいて私どもの方で共同募金のそういう車両を購入することができました。そういう事業を基本的にはそういうボランティア活動を支援するという意味合いに市社協の方で当時市民の方にそういうのがあれば、パートの職員費を市社協の方で負担をしながら、重要なことだということで、徐々に広がりを見せてきたこととございます。広がりをみせたといっても、現行でも10名程度ぐらいの方の利用者があるんですけども、それが基本で、社協としては送迎を助けていこうという部分のボランティア活動の一環というふうな理念の中でというふうな……。対価については、当時からも絶対その、出さないし、いただかないという条件もありましたし、送迎中にかかります利用料がかかれば購入し、そのね、そうした部分については、あくまでも利用者が負担をしていこうというふうなことを決めながら、今はちょっと名称が若干変わっておりますけど、送迎ボランティア活動ということなので、社協の方で車を用意し、そういうボランティアの方と利用者の方がそういうのを、送迎車を利用して使っただけにしているという現状です。

当時、道路交通法の改正があって、その話が出たとき私も入り口の方に寄せていた

だいて、直接お話を聞かせてさせてしたんですけれども、聞かせていただきまして、まあ今草津市の社協から、あれしているだろうと、今までの事業所を置かなければならないということが、あてはまらないというふうなことがございまして、福祉ボランティアとして活動をしていただいているけれども、というのが現状です。

運転者、ボランティアの方にちょっと以前ですけども、何人かの方にこういうことで事業所認定を経て、こういう形で事業があるのですけれどもというふうなことを前提に今お話しをしていただくようになったんですけども、最終的には二種免許を取得しなければならないというふうな部分もございましたし、もしあのボランティアという形の中で、具体的には、しなければということで、しているのであって、組織とか、そういうのにこだわるような中で、はめられると、ちょっと自分の思いとしては、少し違うというふうなことで、料金をとるとされると続けられないというふうなところに、ボランティアの方々にそういうふうな意見ございます。

社協そのもの全体が先ほどNPO法人と一緒にございましてけれども、やはり法人の運営自体にやはり大きな負担、またその、それをあと見てもらえる後押しがはっきりしておるというふうなことで、明確でない中で、現時点ではやむを得ないというのが社協の考え方ということです。

○前野委員 社協が貸与してたのはレンタカー。

○武村代理 レンタカーではないです。

○前野委員 貸し出しも。

○武村代理 はい。貸し出しもだから。無償でレンタカーでそういう有料になりますけども。

○前野委員 無償のレンタカー。

○武村代理 無償のまあレンタカー。

○前野委員 ガソリン代も無償か。

○武村代理 いやガソリン代も……すべて社協……

○前野委員 そのほかに何か。社協の運営費から。

○武村代理 そうですね。ボランティア活動という形でやっていただいておりますので、それは市の方から補助金としていただいておりますわけではないけども、現実には社協自体は市から補助金をいただいていると……

○武村代理 現在2台です。はい。

○村井会長 言うてはるところに貸し出された、そういうのも貸し出される、それとも貸し出される個人さんとか組織さんとか、次、次と貸し出していただけます。

○武村代理 あくまでも個人で。個人の方で。はい。個人のボランティアの方とか。個人と利用者の方との間によってそういう関係ができて、それで活動しているという。利用とかどっかに移動したいんだけど、いうことで、そこからまたスタートしてるということですので、あくまでもその団体とか、グループとかいうようなことではなしに。個人のボランティアさんと、そういう個人の方との間になっている信頼関係によって成り立つ事業を、活動を社協がつくる全額負担しながら、支援するということなので、ですから保険もかなり高額保険に入っております。それではボランティアの方、利用者さんにも事故がそれはないことも望んでいるわけですが、ないということで、その保険で対応するというその保険でもそういう。ですから、あの当時入り口の方がその状況で本当にお年でやれるでしょうかねというようなこともおっしゃっておられましたけども。こちらとしてはやはりそこが民間団体の社協がやれるべきことなのかな。

直接だからこちらでやっているというんじゃないしに、この市民の方のボランティアをしたいという方と、その車を利用したいという市民の方の後押しをするのがしてる。業者さんからしてみたら、よそのものもできるなという。けれども現実として、そういう形でございます。

○前野委員 ボランティアについて簡潔にお願いします。

○武村代理 ですから我々社協からも一切いただかない、またボランティアの方もそういう要求はしないよということを、利用者の種類によって最終的にしない。

○村井会長 もともと在宅福祉が始まったとき、高齢化率が非常に低い時代、それからあんまり障害者の問題がまだまだそこまできちんと話題として取り上げられなかった時代に始まったものが、まあこういったら悪いけど「遺産」のようにして残ってる感じですよ。もう当時は移送サービスというのは、やっぱり地域で暮らしていたので、かなり必要性があったという中で、こういう制度ができた中で、どこまでどうするのかというのは、社協さんもそういうことを考える一つの材料になるんじゃないかなと思いますので、最後の意見のとこだけ、草津市の事業者を育成するということが必要という話が出てますけど、1と5というあたりの問題を考えると、まあどういうふうにしていったらいいかと。都市計画の中にね実際に限界集落ですかね。いうのが出てきている中で、地域福祉ということを中心にされる社協さんからしたら、もっとうち地域、どこまで入れかえるとかということを考えなければと思って。まあそういう福祉、町内会からもこういう考えると、その辺は実際問題として、できるのかどうかということも大きくあると思うんですけども。いかがでしょうか。

○服部委員 なかなか助け合い輸送みたいなものと、どういう組織できちっとしたボランティア輸送みたいなもの、皆様の中で、なかなか御意見が進みませんので。だってこれ、既にこの第1行に書いてありますように、助け合い輸送が行われつつあるということのは、何というか、お母ちゃん、買い物行くんやったら乗せてやろうかというような感じというのが、少しくう広がっていったということでしょう。

○村井会長 そうですね。

○服部委員 それをまあ制度化に劣っているとちょっとぐあい悪いし、ぐあい悪いとか、いわゆる白タク行為に近い部分からということで、どこだっけ広島かどっかで問題になって、こういう形になったわけですね。

ですからこの事業をやっていきたいという申請されているような個人のボランティアという方も、駅でおばあちゃん見かけて、おばあちゃん乗せていくいった感じのことから出発して行って、そしてそれがそこそこお金がもらえるんなら結構なことだな。タクシーの半分でもいいやというふうな感覚の申請なんです。現実ご相談なんです。相談があったのと、ご理解。おれもやってみたいとおっしゃった方がご理解の程度というのとは。

○川元都市計画課主査 要はねNPO法人格がないNPO活動みたいなものが結構町内ではですね、草津市の町内では、行われています。ふれあい何とかグループとかね。いろんな各、散在する町内会の中で、高齢者の方の買い物のサービスでありますとか、地域の助け合いの部分で、実際に法人格を持ってなくても、グループとして、やわらかな組織の中では活動されていると。一個人の、まあ個人的いう話じゃなくて、ちょっとしたグループがあって法人格がないんだけど、ただマネジメントは自分のグループでやりますよと。今度あそこのおばあさんの通院のお手伝いを、私行けへんから、あんた行ってねみたいな話で、グループの中ではやっています。いうまあ町内会活動までは育っていると。ただ法人格をとるという、それはまあNPO活動ではあるんだけど、法人格を有してない。というような部分ですわ。法人格がないから、それはできないんですけどもいうことになってますので。

○藤原代理 もともとですね、自家用車はお金が取れないというのも前提にあるんですけども。基本的にその、そういうお金をとる場合については、タクシー事業、1事業、そういう車両がベースになってやりますので、前提になってますので、その中でどうしてもその福祉の車両が必要だということで、そういうタクシーの部分でかばい切れない部分について、ボランティア輸送というのを前面に出して、そこについて、限定をしてお金を取る場合については、例えば枠を決めて、認める部分について登録

を受けていただくという前提になってますので、そのボランティア輸送イコール、すべて登録していただくという制度になってないないんですね。ですから、あくまでも、そのだめなものをできるようにするために一定の枠を決めましたと。その中が、そのどういうんですか。一個人で1対1で、今言われたのは1対1で輸送するという部分じゃなくて、当然こういう協議会で認めていただくわけですから、ある程度のこう組織的なきちとした体制の方について登録を認めていこうという制度ができたというものだと理解できますので、直接その部分がどうしてもこのサポート的な部分、私個人的な意見はそういうサポート的な施設もですね。認めたらという部分があるとしても、そことしたら1対1の個人との差はしたらどこで線引きするかという、またこういう部分が必ず出てきますので、そこでその法人格という一つのラインができているというふうな理解をしておりますので。

○村井会長 という中で考えると、その要するにまあいわゆる1対1の個人のボランティア的なものから、それこそその別にいわゆるボランティアという場合も相互扶助的な、隣のおばあちゃんちょっと買い物行くの大変やから乗せてあげるわみたいな話は、これ別にいわゆる社協さんの無償の云々じゃないものから始まって、今言われてる社協さんのものであったり、有償の。これどういうふうに、それぞれが例えば地域の中でやっているようなものをつぶす必要はないわけですね。一定のサークル的な。そこで、できたときに、この有償運送みたいなものの位置づけというものをどうやって説明、どういうふうにこう我々にとって、推進していくのか、あるいはどういう形でやっぱりこう計画の中で持っていくかという位置づけが、随分いろんなものがあるから、これの位置づけが一番、そういう意味ではあいまいな部分で、ここに出てくるその事業者育成ということを実際に考えないかという部分なのか、それともまあ、まあそういうものもあってもいい、一つの選択肢としてあってもいいじゃないかと、申請しはるところがあったら、あるいは利用者さんのそういう人でやりたいという人と一致したものがあれば、そんなもんもあってもええけども、まあそういうのがなくて、今の状態でいけるんだったら、それはそれでいいやないか。そのどちらも方向でものを考えていくかというのはやっぱり大切やと。その協議会の中で、そこをどうするのか。推進きちっとするのかと。あるいは一応その形をつくって、そういうのが出てきたときに、まあこの法律従った形の中で、適正な運営をしてもらうためにやるのかということを考えるのかと。二つの流れはあると思うんですね。だからその辺を一体どういうふうにこう考えていけばいいのかというのをぜひ御意見を伺いたいなというふうに思ってるんですけども。

大津市なんかはたまたまやったら、三つか、三つぐらいですね。申請をかばかばとあったので、なんかまさにもう何も考えないできて、進んだところがあるような気がするんですけども、たまたま草津市の場合は逆にこう申請してきたけども、なかなかうまく自分たちでこうやれないし。でも片一方ではこれだけ見てるとやっぱりニーズそのものはないわけじゃなしにあるんやと。それでまた片一方では全然違った方式も現実の地域の中であるという中で考えていかないかなかなと思います。

加茂さん何か。

○加茂委員 こういうようなことがあったかもしれませんが、現実には申請されたのはこれだけですよということなんです。ある意味では非常に難しい問題です。ちょっとまだ見当がつかないですけど。

○垣見委員 本当にこの会議で問題出てきているんですが、まさに私たちの活動と重なる話でありまして。自立生活をして、自立支援法ができる前から、自助活動として在宅の人をいっぱいサポートしていろんな体験をする。あのお金はね、ただ車に乗れてますみんな。というところまでいうと、さっき前野委員が言われたように、電車を使おうとバスを使おうとタクシーを使おうと自分の友達の人にさせてもらったり、本当にあのボランティアを頼むようなことしない。私もそっちの方が好きなので、ついついそっちを使ってしまうのです。でもやはり行こうよ行こうよ外楽しいよってさんざん言わないと、出てこない人もいます。まだまだ、じゃその人たちのためにわざわざNPOをつくって、二級の運転資格をとって、免許を取ってお金を出して研修を受けて、運転してくれる人がいるとか、じゃそれだけの対価を支払って、タクシーよりは安いけども出かけること自体はまだまだ躊躇している人がお金を払ってまで出かけるかという、決してそれはない。

じゃそのためには、本当に社会で生きるためにはお金は必要はないんだよということから覚えていかなければいけない人にとって、本当にこの、いきなりこういう法律の中で料金を取るというのは。ものすごく高いと思うんです。で、そういうことを考えると、やっぱり法律ですから、これをクリアしないと無認可の団体とか、あと資格のない団体が何もできないかということで、今まさに私たちの団体も迷ってしまっていて、今のところ、移送とか介護事業に関しては、今年度から休止状態にしてしまいました。ですので、それがメインの仕事なのに残念で、これは一体どうなってきたんやろ。まさに今お聞きしたい。本当にここに書いてあるとおり団塊の世代の人が退職して、遊んでいるのもあれだから、何かしたいねっておっしゃる方いっぱい出たとき、その人たちに、うれしいです。来てください。手伝ってくださいと、素直に心から歓

迎できる手段がどうしたらできるのかというところ。

○前野委員 僕も後から思ったんですけど、公共交通がバリアフリー化できればいい。いつもそんな思いもあって、それではカバーできないということで福祉輸送というものをやったり、一方でJRの方でエレベーターつけてよっとか、こういう事業をことやっているから、公共交通進ませへんとか。

○村井会長 そんな必要性はあるんでしょうか。

○前野委員 ただ今カバーしていかないと、実際に外出れない方でとか、これはこれで続けていかないといけない。来年以降の作戦としては、バリアフリー化していかないといけない。今こうやって見てるといっぱいあるんですね。いまだにニーズが。ニーズをどう続けていってもらえるようにするかと思うんです。このまま許可はもらえない。運営もお金をとらないということになれば、そういう人をだれがカバーしていくのか。草津市さんでやりはんのかいうと、はたまた社協などの団体にカバーするのかという多分無理やと思うんです。例えば小さな共同配車センターをどっかのNPOが立ち上げてできるかというできないと思う。担い手拡大、社協さんの無償レンタカーの事業と並行して、やってもらえると、小さい共同配車センターをやってくれれば。……

○垣見委員 ボランティアでやりたいとき、2番目の、2の上ですか「市では個人ボランティアが登録できるようなところがないのか」ということなんですけど、まあ社協さんの場合は、社会福祉協議会いうところに、自分ちとか行政からのお金があるから無償で貸し出したり、プランできるんですけども、一般的にはそんなこと無理ですよ。

○加茂委員 よろしいでしょうか。今、福祉協議会とかNPOとか、いろいろな形の中でずっと考え、まあタクシー利用者の全部共存共栄の形になってきてます。ただこういう形になって、まあNPOという、ふえていくとなれば、全部今極端に言えば、安全面、というものがもう一つ抜けている部分がある。という中でやってきているのは、旧年ずっといっていると思うんです。私もタクシーとかバスにしても、先ほど出てました免許にしても二種免許、それから安全教育、それがずっと乗務員教育、そして今安全面というふうに、物すごく安全面の投資がものすごく今やかましく言われておる状況なんです。そういう中でお客さん運んでいるですね。ただ、失礼ですけどこちらのNPOとかいうことになったとき、そしたらそこまでお金、失礼ですけども、どうしたらいいか。もし万が一事故起きたとき、そしたらさっきおっしゃってましたけど、だれが責任とってくれるか。NPO、まあ保険とか、いろいろありますけ

れども、そういう観点からも考えていかないと、やはり公共交通機関というものは全体の中の内からですから、なりますし、余りにもこういう形で発展してしまうと、タクシーもバスも、公共のタクシーでもまた共存ができないという部分もあるかなと、こちらは懸念する部分があるんです。まあそういうような安全面に投資がどれだけされるかというのは、もう一つ違う意味での観点だと思うんです。

○村井会長 まさに交通対策、市としてきちっとしてやるか。ただその、これからこだけ高齢者が増えていく社会で、別に昔の部落、集落が小さいとこのところの限界集落になっていくのではなしに、まあ今一番大きな問題となっているのは、都市の集中した限界集落ですね。いわゆる高島平なんかも代表される大阪の豊中とか、そういうことというのは、恐らくもう見てる間に起こってくる可能性というのは出てくるやろなという中で、公共交通機関の整備ということだけで、面まで行くんかなと。全体として、やっぱり、要するに何というかな。その家から目的地へという、そのところへつないでいくというのか、バスはやっぱりバス停まで行かなあかん。おそらくこれはもう基本的にもう、それは絶対的な条件になってきますね。そういうことが本当に、例えばできる人ばかりが恐らく出てくるわけではないし、それからもう一つは、福祉運送もう一つは限界のところでいうと、ある程度、自分も負担をし、助け合いをしてもらえるいうところの中でできていいっているわけですね。何んでもかんでも無償というわけじゃなしに、無償の限界もあるやろから。無償でできるところはやっぱり今それこそ無償のボランティアさんとその関係だけでは非常に狭い関係の中ですけども、福祉運送になると会員になるとことによって、そのなるということは、それだけ幅が出てくるわけです。そうですね。だから僕ある意味では、その重層的になるとこう考えていくという、まあいずれはひよっとしたら、もっとそのこれもなくなって、非公共交通機関等がふえてくるのでないか。現に今暮らしている人たちの問題があって、その人たちの問題を考えると、現実問題として今最後できそうな、そのどんだけ事業者を育成するだとか、それから実際にその、今ある法人、まあ一番楽なのは、社協さんかもしれないですけど、社協さんあたりがこういう地域福祉という観点から、いわゆる移動という問題をどう考えるかというあたりに向かって、あるいは地域の社会福祉法人というのが、社会福祉法人という意味でも、ああいった今特に介護保険事業なんて言い出したら県も言いましたけども、社会福祉法人としてやるのは、税制優遇するというのは、それだけ地域に対しての福祉をきちっとやっていこうやということになってくる。いろんな福祉法人が地域の中で、それに取り組んでもらうということはこの、こういうところへきちっとやっぱり考えていくのか、どうかとい

うことも必要かなというふうに。ただやっぱり現実的にはやっぱり、重層的でないと、なかなか面まで広がっていかないのかなという意味では、僕としては、やっぱりこの事業をどうやって広げるかという受け皿をちゃんと整えていくことが、現時点では大事かなという気がしてますけど。

○垣見委員　私、家、大津市なんです。大津市の福祉タクシー割引券が、今年からすごく大きくなったんですよ。何でやろと思ったら、スタンプ式の福祉タクシーの仕事がふえているねん。電話番号書きれないから大きくなってただけやっていわれたんですよ。前やったら近江タクシーとかヤサカさんとか、そういう大きいとこしかリフトタクシーがなくて、一週間前予約しないと、使えないとか、一週間前でも詰まったら乗れないとか、そういう状況だったんですね。ところが最近個人の軽自動車のスロープタクシーが増えて、雨が降っているからタクシーで行こうとか、そういうことができるようになった。でも、やっぱり食事でも行こうっていても、人間の生活って、ある程度みんながサイクルが似ているので使うのも同じ時間帯なので、幾ら増えても、ないときはないですもん。しかし事業所に10台も20台も車あるとこはとめったにないんですから、一、二台、多くて三、四台あるくらい。でもそれを今度通院とかに定期的に一カ月なりで、予約されてると、もう飛び込みでは使えない。だから、これほんまに私たちにとってはタクシーであろうが、事業所の車であろうが、ボランティアであろうが、あとなんだろう。まあ友達であろうが、結局、人の時間に合わせて、移動しなくてはならない。電車やったら自分がちょっと時間かかるんやったら、あと30分あるので、あの電車に乗ろうとか、あの電車は乗りにくいから、もう一本後のにしようとかか選べるわけですね。ところが今度本当にこういう車の場合、選べるいうふうになったなど、ちょっと言われているんですけど、結局、選べてないんだということを、ずっと思いがあります。何かあったときのリスク、運転手の方のリスクも利用させてもらう方も本当に、大変だと思うんですよ。でも使えなかったらってかんがえる。本当に選べるって、私たちが本当に選べるってって何やろっていうことを時々最近思います。

○加茂委員　福祉タクシー、大きいのは3両はタクシーでやってくださいというお話なんですけど、ちゃんとそれをしている。やはり先ほどお話にありましたように、時間帯が限られているのと、どうしてもそしたら一回一回時間かかる。一日ようあって2件といたらおかしいですけども、そういうような状況なんです。そういった中できちんと詰まってるという、そしたらなかなか回転できないという。どうしても、まあある意味では時間的にも相当かかると、そういう状況なんです。各委員さんの方が

らやっていたいでいます、同じ状況だと思うんですけども。

○木村委員 確かに今おっしゃられましたように、一日よくとって3件、乗せていったら必ずお迎えにいかなきやならない。その時間がいつになるかわからないと。そういったことがあって、次あくのはもうちょっとわかりませんという形になります。まあ今やってきまして3年です。午前中がほとんどですので、おっしゃるように、予約を早目にしていただかないと、長距離行かれる方とかおられたら、もう少しまいこといくんです。後から言ってこられても先の方優先になりますから。

○加茂委員 難しい部分もある。それは御理解いただきたいと思うんですが、なかなか難しい部分があると。そういうわけで事業やっていますので。

○村井会長 ほかにいかがでしょうか。現実な難しさみたいなことがあって、どこから手つけたらいいかというところがあって。ただ寂しいなと思うのは、運営協議会がつくったのに、申請が一人もないというか、あったけどもつながらないという現状が、今ここに出ているような問題があって、ここに出ているような問題をどんだけこうやっぱり是正していけるか、あるいは法律そのものはもうこういう形でないと無理だし、それから、先ほどから言われている、その安全性とか、補償の問題とか、いろんな問題あると、それをこう、うんとお金取ってやるという、そう簡単じゃなくて。そうすると当然のごとく、こういう中でどういうところがこの手を挙げてもらえるような形にするかという方策というかね。そういうようなことを考えないといけないかなあと思うんですけどね。

○垣見委員 こういう問題は全国的に出てないんですか。

○藤原代理 確認はしてないですね、申請がなかったというのは、

○村井会長 仕組みはできたけど申請はなかったなんてのはないです。

○加茂委員 でやっておられるというのは、そういうのは比較的出やすいんですけどもね。なかなか最初というのはなかなか。

○村井会長 遅いというのがあるんですね。43条でというのがまずあって、その前からこの79条で大分言うてたけども、なかなか運営協議会ができなくて、そのうちもうしびれ切らして43条取ったというのがあるわけですね。そうすると、今さら79条でしてもって、いうのはどっかにあるのは、43条でやってはったら、そうですね。そういうふうな。

○加茂委員 というのは80条ですね。80条で運転それから今度79条が廃止にってたから、79条78条というふうな。だから80条でやってる、それから応募ありましたから。。

○前野委員 43条は県内でやっていますが、79条はそれぞれの市の区域の発着ですから、草津市の事業者が、大津の事業者それが乗りかえをどうしても、79条の方に移そうと思っても大津の方おられますから、大津の方切り捨てで43条をやめてしまうのかということ、それもできないわけですけどね。足すとは思わないですけどね。

○加茂委員 なかなか難しい。結局、この前も話したけど、要介護1、要支援の一番問題点なってます。だから80、70。80の何回か、それが取り上げられた部分ですので78条にいっぱいになってくると、要支援の、そこが全部グレーゾーンのようになって、結局、先ほどお話に出ています、そこがもうこちらの判定基準というふうな。前の84は比較的……ことはちょっとニュアンス細かいかなそういう形でやっていたのは、もう完全に、極端に身体障害者とか、それなりにもきちっとしたものということになってますけども。そこら辺の問題をちょっと出てきているんだと思うんですけども。

○村井委員長 社協さんなんか、さっきから先ほどの話の中であるんですけど、例えば今ここに町内、これが現実的かどうかわかりません。町内会あたりがこういう活動で自分たちで頑張っているが、それこそ共同配車的な役割で社協さんあたりがしてもらえれば。こんだけ出てこない草津市の現状を考えたときに、草津市でこういう有償運送を運用して行って、一定の人たちがそれにいるわけですよ。実際には会員さんそのものは、僕はなる人いてはると思うんです。事業所が手を挙げへん会員さんとかも。でも、やっぱりニーズそのものは、一定はあるので、そういうことをできないかなって。だからそこら辺から柱立てを考えたらいいかなという気がしてるんですけども。なかなか難しいですか。そういうことが。

○武村代理 今、現実的に行われている町内というのは200近い町内会あるなかで、町内会であったり、一人は商店街がそういう助け合い運動ということで、そういう形でされておりますから、それいきなりそういう法のかぶった、そういう形の有償運送というようななってくるときに、恐らく個々の部分では、ニーズはあるだろうとは思いますが、それをじゃ地域のその自治会、町内会でじゃそれをどういった形で立ち上げて、また人として残る、活動しようかというようなところは、ちょっと今、ひとつというのは、基本はこれも何回も行けますけども、あくまでその地域、身近な自分たちでできる助け合い活動から出発をすべてしてますから、その辺が事業所を許可を取って、またその辺がそれぞれが条件が必要やというふうなことで、今現在あるその社協そのものがどうなるのかということが心配する。出てくるかなというふうな思いをしますので、社協の今の考え方としては、やはり地域で生まれて、

地域の中で、

○村井会長　　いや僕はね、社協がやっぱり地域でつくっていくということやと思うんですね。地域にあるものを何かこうする、バックアップするということじゃなしに、そういうことじゃなしに、社協の仕事としては、どんだけこう改革して、地域の中で、まあ今やっている活動、それはそこでやっていったらいいけども、もっとそこからは外れているところの中に、どうやってこう新たにつくっていくかという、地域活動という、まあどっちかいうたら、その町ではなしに、やっぱり地域福祉活動というのはつくっていくもんじゃないと思うので、できたら何かこういう現実に上がってこない中で、先駆的な、もともと社協というのは先駆的、あるいはどっちかいうたら、民間でなかなかやられないようなことをやっていこうということで、社会福祉協議会でできているということから考えたら、なんかちょっと今の草津の現状を考えると、こういうこと法人格を持っている、その社協さんが取り組まれる、その人をこう集めたりとか、うんぬん結構おもしろい事業であるような気はしているんですけども。

まあバックボーンが大きいと、もともとこうしっかりしているもんですから、一般のそのNPOとか云々とかというのは随分違うと思いますので、そういう意味では何か考えてほしいなというふうに思う。中で思うんですけどね。

○川元都市計画課主査　　すみません。事務局からよろしいですか。今のお話の中でですね、バックボーンが大きい、まあ普通のNPOはなかなかその負担、維持の負担が個人負担ですね。個人の維持をしていく負担が大きくて、本来のその柔軟なインセンティブが損なわれるとかね、そういったことを実は来庁されて相談されていた方がおっしゃって、やっぱりそのボランティアセンターというね、位置づけが、市内のその中に各種、コミュニティさんもそうやと思うんですけど、コミュニティ事業団さんとか、社協さんとか、あるいはボランティアセンターという形の標榜をされているところを、まあ半官半民みたいなところというようなところで、非常にお願したいというようなニュアンスでは、話された。ボランティアセンターとは何ぞやというようなこともお話をされていた部分がございます。そういうちょっと趣旨の中で、今こういう意見があったということをご提示させていただいておるということでございます。

○村井会長　　まあ予定時間が大分過ぎてきているんですが、問題は今回申請がなかったわけですから、その協議会、この運営協議会として、その推進していくのにどうしたらいいかっていうことを考えていくためには、働きかけとして、その結局、運営協議会として何をするのかということを経営的にやっぱり確認をしておかないけな

と思いますね。ですからそういった意味ではやっぱり広げるための活動ということ。これは営業サイドと、それから関連のあたりのところとこうやっぱりきちっと、例えばそういうことは可能であろうというような団体の働きかけであったりとか、市の法人への働きかけであったりとか、いうふうなそれぞれ恐らく社会福祉法人一つにしたって、こんなことあるということを知らん団体の方が僕は多いような気がするんですよ。だから、例えば昼間、二種持っている人がいて、送迎のあるものやっっているから、持っている人がいて、その人たちがいてるよ。でも別にその時間帯やったら、こういうことではやれるよというようなことだあってあると思うので、何かそういう働きかけのやっぱり一つ手だて、ちょっとでもこの福祉輸送がまあちゃんと動くように、本当に必要な人には必要なものとして、こうやっていけるような形をとっていかないと、せっかくつくった意味がなくなっていくと。そういう何ていうか戦略ということをきちっとやっぱり立てるべきやと思いますね。

○川元都市計画課主査　　今回この会議につきましても、実はその親会議がありましたね。その地域公共交通の活性化再生協議会、まあ大層な名前の親会議もございまして、そこで草津市の公共交通全体のあらゆる主体、運送主体であったり、経済主体であったり、市民団体であったり、そういったところが連携をしながら、公共交通を中心としたまちづくりをしていきたいと思いますという趣旨のもと、草津市の公共交通総合連携計画というものを立てることも、ひとつこの会議の趣旨でございまして、本年度、その計画を立てるために、こういうご議論の内容については、計画に反映していくと。いわゆるその福祉輸送が公共交通の中で果たす位置づけ、役割、その促進をして、公共交通の利用促進をしていくという全体の意味から申しますと、福祉輸送、まあボランティア輸送に限らず、一般乗用という、も含めた中で、どのように福祉輸送、その快適な移動を保障していくのかというようなことは考えていくべきこと。この会で考えていくべきことですし、また戦略としてまとめていく。今年度まとめていく。それに伴って当然まあはっきりいってお金の面はあると思うんですけども、こういう事業形態が草津市の公共交通をつくる上で、特に福祉輸送関連から見ると、こういう形が望ましいですよというようなことを計画としてまとめ上げたならば、それに伴って、その予算がつくとかつかへんというのは、また後の話なんですけれども、あるべき姿いうところで、皆さんの答申いただいた計画に基づいて、システムを構築していくと。システムを構築していくということは、段階としてあろうけれども、まあお金も要求もしていくというような話になろうかと思いますので、まずはその戦略いう部分も突っ込んでいくようにおもっていただいて、我々も、我々事務局としても、先ほど申し

れたような、そのいわゆる営業というんですかね、農協さんとか、多分知らんと思うんですわ。商工会議所できるのかというような話も、こういう対象になってくることすら知らないと思いますので、わりかし限られた範囲ですのね。ちょっとした広報なりの営業活動いうものもさせていただこうかなというふうには考えております。

○村井会長 なかなか上で大きな会議で、この部分というのは、かなり小さな部分というか、戦略部分というのも考えていってまとめ上がったころには、もう何してるこっちゃわからんというというような話になっていくことが割と多いので、まあできるところから、何か今言われたように、少しく働きかけていけるようなところというのは別にここで考えられたことでもいいと思うので、一応はこれどういうふうにして事業者が出てくるかという部分がひとつあったと思いますが、皆さん方からこういうやり方もあるよとか、こういうところ働きかけたいたらどうかとかという、最後に何かその辺御意見いただいて、実際に活動に入ってみて、申請をまず促していくということがどれだけできるかあたりを最後にこう御意見いただいて、終わらせていただきたいかなと思いますけど。どんな御意見でも結構ですので、いかがでしょうか。

僕はせっかくその社協さんもこうやって入っていただいているので、ぜひ社協さんとして取り組めないかなという、まずは少なくとも委員会のメンバーでもありますのね。その社協さんとして、そういうことに取り組めないかなということ一度その。協議していただいて、どんな方法やったらどんなふうに見えるかとか、何か難しい、まあ当然難しいところもあると思うので、やっぱりいろいろあれしたけど、こういうところで可能性というのは、やっぱり難しいというようなことがなかったか。ちょっとできたら前向きな方向で、社協さんあたりが取り組める一つの取り組みとして考えていただきたいなあというのは、まず一つ提案したいというふうに思いますけど。

○服部委員 これ申請のことなり、自治会長さん、副会長さんかな、自治会長さん2名がこの自治会長さんたちは、何かやる気があるんだったら、話をね、何か具体的にこうしらいやんか、ほなできるやんってね。それでいっぺんやってみいな。ほなうまいこといくやん。ほな、よその自治会さん、あんたとこどうという感じで。そうはいかんことやね。

○村井会長 いや僕はある意味では。

○服部委員 やっとできたところや。ちょっと強力にいこう。

○村井委員長 この活動を通じて、この福祉運送をつくったというだけじゃなしに、こういうのをつくっていくことによって、町内というか、地域というのは、こうつくられていくところがあって、ぜひそういう使い方をして、きっかけづくりでもあ

ると思うんですね。こういうものをつくられることなので。だから。ぜひ何かそこら辺、進めていただいて。

○服部委員 すごくいいと思います。

○垣見委員 こういう問題できてきたというのを、最初からわかっていたことなんですけども、逆にこの遅くできたというマイナスをプラスに考えて、こういう問題が上がってきたことを逆に陸運局を通して、国に上げていただいて、こんなんはできないよという動きもすべきではないかと。

でもやっぱりこれから高齢社会になってきて、ちょっと運転ならできるけど、仕事場ではできますいうところがね、どんどんふえてくると思うんです。それは運転ぐらいいはという点、命預かるので、ぐらいいと言われると、全くないんですと。やっぱり運転ならちょっとなら、自分も気晴らしになるから手伝おうとか、それもやっぱりそれは本当に制限があると思うんですけどね。やっぱりそういう気軽にできるような制度というか、気軽になおかつ、こう安心して任せられるような制度づくりを草津市から発信していく、いうこともひとつの手かなと。今広げようとして集まったとこなのに、いきなりこんなこと言ったらいけないかもしれませんけど、一方ではそういうことを国に上げていただくという、いろんな動き。

○村井会長 先ほど加茂委員がおっしゃったように、いわゆる安全という問題等の考えながら推し進めていったときに、ちょっと団塊の世代の人、元気やから75歳過ぎてももみじマークはどうなのかなとか、しょうもないことをちょっと聞きながら考えたんですけども、そこら辺の安全という問題と、こういう広めていっての問題等も頭の中でどういうふうこれからしていきながら、その草津独自として、こういうのどういうふうにしていくかということが考えていただけたらなあというふうに思っております。

いかがでしょうか。ほかに。時間もそろそろ。今のところ次回というのはなかなかわからない。次回は。

○内田産業建設部主監 はい、事務局から申し上げます。

○村井会長 すみません。今後のスケジュールをお願いします。

○内田産業建設部主監 はい。年4回の募集をさせていただいております、1回目はちょっとこういう状態でしたが、貴重な意見をいただきました。幾つかの法人格の壁でありますとか、それと安全面での講習が必要であるとか、やはり運転ボランティアの方のその講習であるとか、そういったことについてもこう探りもちょっと入ったかなというふうに思っておりますので、ありがたくちょうだいをしてお

きます。

次回でございますけれども、一応、募集を8月ぐらいに実施をしたいというふう考えております。ですので、8月か9月に入るかと思いますが、また追って各委員、調整の上、連絡をさせていただきたいというふうに考えております。

○村井会長 何とか8月の募集には1件でも2件でも。

○内田産業建設部主監 はい、先ほど先客と言われましたけども、法人格持つておられるところに、まあ働きかけなりをちょっと進んでやっていこうかなというようなこともいただきましたので、それで頑張っていこうかなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○村井委員長 ではあの8月募集ということで、大体9月ぐらいには、またこの委員会を開かせていただくようにしますので、日程調整につきましては、それに近づいてから、また募集出てきた時点で、また進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

その他のその他でありますか。

○内田産業建設部主監 ええと、はい。議論を十分していただいたかと思うんですが、お手元に意見シートをお配りしておりますので、もしこういうことはどうなんやというようなお問い合わせ等ありましたら、それに書いていただいても結構でございますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

○村井会長 皆さん方に意見シートというのがありますので、後ほどで結構ですので、ファックスなり、もしあるのならメールもということで、お受けいただきたいというように思います。よろしくお願ひします。

それでは、とりあえずきょうの議論についてはこれで終わらせていただきたいと思います。どうも本日は長時間にわたりまして、ありがとうございました。

(午後 3時30分閉会)